

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月5日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

12月3日にGHP-3系統の普通教室6教室で通信異常によるエアコン不具合が発生した。すぐに保守会社に連絡を取り、不具合当日から21日までの間に5回点検を行ったが、「不具合発生予想箇所が判明したが保守対象外」という結論に至り解消されなかった。そこで、23日に当該業者に連絡を取り、現地調査のうえ「GHP-3室外機と1年7組の間に電源線を新たに敷設する」依頼を行った。

2 履行（納品）場所

緑区寺山町653-21番地
横浜市立中山中学校

3 契約日

令和6年12月25日

4 履行日又は履行期間

令和6年12月25日から令和7年1月31日

5 契約金額

376,200円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市戸塚区平戸町373-9
株式会社 モフネッツ

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

空調環境不具合は早急な対応が必要なため、緊急契約を結び修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登録されており、本校において過去に施設関係の修繕を依頼した際には良好な実績を残していることから選定しました。

9 所管

横浜市立中山中学校